

岩見沢歯科医師会における受診率拡大に対する戦略 PART.II

—学校検診後の事後措置の改革—

岩見沢歯科医師会会員

高田 知 明・山田 直 樹・谷 本 圭 太・竹 内 友 康

九津見 紳一朗・千 徳 敏 克・三 嶋 顕

岩見沢歯科医師会では、各部の目標を受診率の拡大、すなわち潜在患者の顕在化を計ることを目的に各部活動を行っている。学校保健部においては、学校歯科検診後の事後措置、つまり保護者に渡される“検診結果のお知らせ”あるいは“治療勧告書”と呼ばれている文書がどのように患者増に寄与しているのかについて、2年半前から調査を行ってきた。

偶然、他の市町村から転入してきた保護者から検診後のお知らせが届かないとの声があり、早速、市教育委員会と会合をもち、実態の調査・把握を要請した。その結果、驚くことに、学校保健法で定めた21日以内の通知義務を守っていない学校、他科の検診結果と一緒に夏休み直前に渡している学校などを発見することができた。これらの結果を踏まえ、教育委員会ならびに市長に対して、“学校保健法を遵守する事”さらに“検診結果のお知らせを全国的に採用している日本学校歯科医会の様式にする”ことを提言した。今回は、それからの2年間の流れと結果を記載する。

日本学校歯科医会推奨のものは、一番の特徴として治療担当医の返信付きの様式を採用していることです。さらには、カリエスの部位・本数を明記していないことが特徴といえる。

日本学校歯科医会の考えでは、歯科検診の目的は、健康上の問題点あるいは疑いのある児童・生徒を集団の中から選び出すスクリーニングであり、けっして、詳細な検査や確定診断を行う場ではないことを強調している。学校検診時の照明器具の整っていない劣悪な環境を考えると当然である。

目標達成のためこの2年間、度重なる会合を各方面と行った。まず、平成15年6月に市長・教育委員会に対して様式改善の要求。これに対して市長・教育委員会は無反応。翌年、別件にて教育委員会と会合を持った際、再度、提言。その結果、教育委員会としては賛成だが、校長会の賛成が得られないという理由で拒否。納得のいかない本会は、同年9月の岩見沢市議会において、市議より教育長に質問。その後、教育委員会より会合をしたいという要求があり会

談。内容としては校長会において反対意見が多いので、本会が直接、校長会と会談して欲しいということだった。その前に、校長会の反対派の意見をまとめて頂き、その主な理由として検診結果後の治療の有無まで学校で把握する法的義務はないというもの、学校検診の結果と歯科医院での診断が異なり、さらなる混乱を招くというものだが、我々が納得できるものではなかった。結局、直接会談で詰め寄った結果、賛成できない本当の理由は、養護教員会の猛反発にあることがわかった。

2年半もの時間を費やしたにもかかわらず、先に述べた通り、養護教員会の反対があり、今年度も徹底することができなかった。そこで、様式改善を進めるため今年度は歯科医師会に加入の先生方に協力してもらい、医院に治療を求めて来た児童・生徒に対して、独自の“治療結果のお知らせ”を学校に提出するように児童生徒・保護者に渡すこととした。様式としては日本学校歯科医会推奨のものと似ているが、本来は学校から出される文書でなければならない。今年度はしかたなく妥協することとはなったが、このような手段をとるにあたり、保護者宛にその旨の文書を教育委員会の了解の下、校長会が作成し、各学校にて配布した。歯科検診の意義や前述した歯科医院にて治療を受けた場合に渡される“治療結果のお知らせ”のこと、その治療結果のお知らせを学校が管理することが記載されている。私としては、妥協ではあるが、三会が協力し、養護教員会の猛反発の中よくここまで辿りつけたな…と思う。

最後に、目標を掲げ、行動を起こしたにもかかわらず、いまだ達成できていないことは本会の学校保健部部長としては、大変不本意なことである。これからも賛同をいただいている方々と密接な会合を持ち、更なるPTAとの連携に力を入れていきたいと思う。学校を動かすためには行政、教職員のみならずPTAの協力が必要不可欠と実感し、9月から市内の各学校において口腔内を健全に保つことが身体を健全に保つことにつながり、そのためには検診後の事後措置の改善が必要であるという内容の講演を行うことが決定している。